

近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ

——埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ——

解題

前稿「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅰ」では、埼玉県下の県・郡・市町村の文書保存の代表的規則等を紹介した。本稿では、さらに文書保存整理の中心である分類に関する資料に焦点を絞り、——埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ——として、本県行政文書の部類別の種別（保存年限別）標準を紹介する。

県行政文書とは、行政体としての県が、その事務執行過程において作成、整理保存してきたものである。すなわち、県という組織の歴史的所産である公文書は、その歴史を反映している。近代において、地方行政を担当した府県の位置は、現在の府県と多少異なる。すなわち、現代と比較して、近代の府県は国の出先機関的要素を非常に強く持っている。地方の組織についても、国の法令によって、具体的に規定されている。明治四年の県治条例、八年の府県職制、十一年の府県職制に始まり、十八年の内閣制の施行後は、同制施行を受けた翌十九年七月の地方官官制（勅令第五四号）がそれである。この地方

原 由美子

官官制が、その後も引き続いて地方の組織の基本法令となっている。埼玉県の場合、文書の本格的分類整理が行われたのは、前稿でも概述した様に、明治二十九年から三十二年にかけてのことであり、二十九年には、知事官房及び内務部の文書に対して初めて文書保存規則を定めた。その全文は、前稿で紹介したところである。その中には勿論文書分類についての要件も含まれている。その中から、分類の大項目である「部名」を抽出してみると次のようになる。付してある番号は、類別表での順序を示し、太字は前の規則と比較して変更のある部である。

明治二十九年一月（施行）

- 1 官房部、² 会議部、³ 地方財務部、⁴ 庶務部、⁵ 土木部、⁶ 地理部、⁷ 学務部、⁸ 勸業部、⁹ 兵事部、¹⁰ 社寺戸籍部、¹¹ 国費部、¹² 地方費部、¹³ 用度部

明治三十年一月（改正）

- 1 官房部、² 県治部、³ 庶務部、⁴ 土木部、⁵ 地理部、⁶ 学務部、⁷ 兵事部、

8 社寺戸籍部、9 国費部、10 地方費部、11 用度部、12 農務部、13 商工務部

明治三十二年十月（改正施行）

1 官房部、2 県治部、3 兵事部、4 社寺戸籍部、5 土木部、6 地理部、
7 学務部、8 農務部、9 商工務部、10 国費部、11 地方費部

二十九年から三十二年というわずかな四年の間に、分類の大項目で
ある部にもいくつかの変更がある。三十年には、会議部と地方財務
部が合体して県治部となり、勸業部が農務部と商工務部に分かれ、
用度部の後に置かれている。三十二年には、庶務部が官房部に吸収
され、農務部と商工部が国費部の前に置かれている。

これらの改正は、どのような事由によるものであろうか。そこで
問題となってくるのが、当時の県の組織の変遷との関連である。当
時の県の組織の根拠となったのは、前述の地方官官制である。地方
官官制は、十九年七月の制定以来度々改正され、文書大整理着手時
には、二十六年十月改正のものによっている。この時の地方官官制
では、県には知事官房及び内務、警察、収税、監獄の四部署を置き、
内務部については、第一〜四の四課を置くことを定め、各課の事務
分掌を具体的に定めている。

一方、この地方官官制を受けた埼玉県の対応についてみてみると、
同年十二月には、分課規程を改正している。それによれば、地方官
官制どおりに、知事官房及び四部署を置き、内務部には第一〜四の
四課を置いている。事務の分掌については、各課に二〜四の主任を
置き、事務をさらに細分し、それぞれの主任ごとにその分掌を地方

官官制よりさらに細かく規定している。この部課主任についてま
めてみると次のようになる。

明治二十六年十二月施行（分課規程 主任）

1 知事官房 文書、往復
内務部

第一課 2 会議、3 地方財務、4 庶務
第二課 5 土木、6 地理
第三課 7 学務、8 勸業、9 兵事、10 社寺戸籍
第四課 11 国費、12 地方費、13 用度

（明九九〇 職制）

明治三十年三月施行（埼玉県庁処務細則 主任）

1 知事官房 文書、往復
内務部

第一課 2 県治、3 庶務
第二課 4 土木、5 地理
第三課 6 学務、7 兵事、8 社寺戸籍
第四課 9 国費、10 地方費、11 用度
第五課 12 農務、13 商工務

（明一九二七 職制）

明治三十二年六月施行（埼玉県庁処務細則 主任）

1 知事官房 文書、往復
第一課 2 県治、3 兵事、4 社寺戸籍

- 第二課⁵ 土木、地理⁶
- 第三課⁷ [学務]
- 第四課⁸ 農務、⁹ 商工務
- 第五課¹⁰ 国費、¹¹ 地方費

(明一九四三 職制)

これを前述の部名と比較してみると、知事官房を除いて、第一、四課の主任名と文書分類の部名が一致していることが分かる。知事官房は直轄組織であるが、組織としての規模は小さく、各課と同じ位の規模であることから、知事官房の官房を取って部名としたものと思われる。主任名に付した数字は、文書分類における順序との対照のため付したものである。このように文書分類の部は組織の順序ともすべて合致している。

文書分類の基本が作られた二十九、三十年にかけての県の課名はナンバークラスであり、課名だけでは分掌事務が全く不明である。その上同一課名であっても、時期によって分掌事務が全く違う場合もある。たとえば、明治三十年の第四課(国費、地方費、用度)、三十二年の第四課(農務、商工務)、三十年の第五課(国費、地方費)、三十二年の第五課(国費、地方費)といった具合である。このように、当時の課名は文書の分類項目としては不適當であった。このような状況から、文書分類項目決定にあたっては直接組織分類とせずに、部別分類に主任分類を採り入れたのであろう。

組織の改正は、その後も度々行われ、三十八年には内務課、土木

課といった分掌を総称する課名が付けられるようになったが、分類項目の変更には及んでいない。これら部名及び類名の変遷と組織との関連は次稿に譲りたい。なお本稿紹介の類別標準には一部四十一年のものもあるので、三十二年以降の明治期の部課変更を参考までに次のようにまとめた。

明治三十八年四月(埼玉県庁処務細則 課)

- 知事官房
- 第一部 内務、土木、会計
- 第二部 学務、兵事、社寺
- 第三部 農務、商工、蚕糸
- 第四部 警務、保安、衛生

(明一九九〇 職制)

明治四十年七月改正(埼玉県庁処務細則 係)

- 知事官房 秘書 文書
- 内務部
- 地方課 議事、兵事、庶務
- 土木課 工務、土工、管繕
- 会計課 国費、県費
- 学務課 学事、視学
- 兵事課
- 勸業課 農務、商工、蚕糸、林務、畜産

(明二〇〇〇 職制)

明治二十九年及び三十年の文書保存規則では、部類ごとの内容が目として明示されている。しかし、三十二年には、目に代わって部類ごとに、保存種別に分類すべき文書の標準が定められることとなった。これが本稿紹介の文書類別標準（種別標準）であり、現在残されている最も古いものを資料として収録した。

文書保存規則第七条によれば、文書主務課は、知事官房と合議の上、あらかじめ種別標準を定めて、決裁を受けるよう定めている。この第七条を受けて、各課から出された種別標準（類別標準）は、知事官房の文書として保存整理され、現在「官房部 雑款（編纂関係書類）」（請求番号明一九五二）の中に編綴されている。これらの標準は各課ごとに様々な体裁をとっているが、本稿所載にあたっては、比較の便等も考慮して、同一の表の形にして収録した。なお、各部の配列は、三十二年の文書類別表の順とした。以下、部ごとに順を追って文書類別（種別）標準の特色を考察して課題としたい。

官房部の標準は、三十二年九月の「官房ニ属スル文書類別ノ標準及細目表」の伺文書から所載した。体裁は、本書掲載の標準と同様の表の形であり、罫紙に記載されている。文書の概要は、二十九年の類目と比較して、多少詳しくなった程度である。第三種（一年保存）については「第一・二種ニ属セサルモノ」ということで、具体的な保存文書についての記述はない。

県治部の標準は、三十二年十月の第一課の伺文書である。表の体裁をとらずに、各種別ごとに、類ごとの文書の概要が類の順に記載

されている。本稿には、これを表の形に編成し直して収録した。二十九年、三十年の類目と比較して、かなり詳しい具体的文書の概要が記述され、種別により文書の違いも明確にされている。

兵事部の標準は、「兵事部ニ属スル各類ノ標準細目表」として、三十二年六月第一課から知事官房に通知されたものである。本稿掲載と同様の表の形式で罫紙に記載されている。二十九年の類目と比較すると、文書の概要が具体的に明記されており、保存年限種別による、文書の差も明確に記述されている。

社寺戸籍部の標準は、「社寺戸籍部ニ属スル文書ノ種別及細目表」として、三十二年九月第一課から知事官房に通牒されたものである。兵事部と同様の表の体裁で罫紙に記載されている。種別については、大略文書の具体的概要が記載されているが、第三種（一年保存）文書の欄には、「一時限ノ往復」という一般的表記だけであり、具体的文書の記述がないものも多い。

土木部と地理部の標準は、三十二年のものが現存していないため、四十一年七月の土木課の「文書類別標準表」の指定何から収録した。三十二年の標準の多くが「種別標準」となっているのに対して、ここでは類別標準となっている。土木部文書は種別による文書の概要が明記されている。地理部の標準は、第二種文書の記載がほとんどなく、第三種文書については全類名を一括して記載している。文書の概要は、二十九年の類目より多少詳しい程度である。

学務部の標準は、三十二年九月の第三課の何から収録した。体裁

は表の形をとっており、「学務部文書保存標準」と称している。二十九年の類目と比較して、かなり具体的で、文書の内容と種類が明確に記述されている。その結果、種別の文書の概要も明確になっている。

農務部及び商工部の標準は、三十二年のものが現存していないため、四十一年八月の内務部勸業課から知事官房への通知文書から収録した。「文書類別標準」と称し、表の形式はとらず、種別に各類型との文書の概要が列記されているが、本稿には表に編成して収録した。二十九年、三十年の類目と比較して、文書内容及び種類が具体的に明示されており、保存種別による違いも明確に記載されている。

国費部、地方費部の標準は、三十二年九月、第五課長から知事官房へ送付された「文書ノ種別標準」である。表の体裁となっており、野紙に記載されている。二十九年の類目と比較すると、文書の概要がより具体的に明示され、第一種（永久）、第二種（十年）の保存年限種別による文書の内容も明確になっている。第三種（一年）文書についての具体的記述はない。

以上、各部文書の類別標準の特色をみてきたわけであるが、各部あるいは時期によって、かなり精粗の差等がみられる。その名称については、三十二年当初は種別標準と称されている場合が多く、類別標準、保存標準なども称されている。四十一年の標準では、概して類別標準と称しており、大正期以降はすべて類別標準に統一さ

れている。そのため本稿では、文書類別標準とした。またその体裁は、三十二年のものは表の場合が多いが、四十一年のものは、ほとんどが表の形をとっていない。しかし、大正期以降は統一された表となっている。全体を一覧できるという利点が表形式にはあることも考慮して、全て表の形に編成して収録した。

これらの文書類別標準は、どのような文書が保存され、どのような文書が廃棄されてきたかが具体的に分かる資料である。文書の保存廃棄がすべて標準通りになされたとは限らないが、ある一時期の行政文書の大要は把握できる。なお、紙面の都合等もあり、四十一年あるいは大正期の標準及びそれらと組織との関連については、別稿で紹介したい。

文書類別標準

官房部 (明治三十二年)

| 類別 | 官房部 (明治三十二年) | | | | | | | | |
|------------|---|------------|-------------------------|---------------------------------------|--------------------|---------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | 第一種 (永久保存) | 第二種 (十年保存) | 第三種 (二年保存) | 職制 | 官紀 | 恩給 | 儀式 | 外事 | 褒賞 |
| 第一種 (永久保存) | 知事更迭事務引継 定員及俸給定額ノ配置 叙位叙勲及叙任休職復職免官俸給ノ増減勤務ノ命令 職員録 | 現員定期報告 | 第一種ニ属セサルモノ (以下各類亦同シ) | 退官事由調査 知事ノ赴任報告 賞罰 履歴書 勤務表 | 恩給 遺族扶助 退官賜金 | 勲章及褒章授与 | 外国人土地所有調報告 外国人取扱 | 行賞 (寄附者行賞ヲ除ク) 行賞具申 | 県報ニ関スル契約 県令件名簿 内務省報告回議簿 |
| 第二種 (十年保存) | 官吏ノ兵役免除 官吏ノ商業願 知事ノ忌服及除服 知事ノ管外出張 官吏贈遺物受領 官吏受験ノ請暇 郡長及郡書記ノ管外出張 | 寄附者行賞 | | | | | | | 県報号外回議簿 内務省報告合議簿 |
| 第三種 (二年保存) | | | | | | | | | |

| 記 録 | 統 計 | 往 復 | 雑 款 | 県 治 部 (明治三十二年) | | |
|--------------------------------------|------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------|------------|---|
| | | | | 類 別 | 種 別 | 種 別 |
| <p>第一種総目録 第一種類別目録 文書引継目録</p> | <p>統計書</p> | <p>電信符号</p> | <p>以上各類ニ属セサル文書ニシテ規則第三条ニ当ルモノ</p> | 第一種 (永久保存) | 第一種 (永久保存) | <p>県疆域及名称変更 県庁位置 県会議員選挙ニ関スル重要書類 県会議員当選訴訟ニ関スル書類 県制ニ関スル県令訓令告示並内務省通牒各郡長へ通牒 郡会ニ関スル疑義問合セ指令 (但、永久保存ノ必要アルモノ)</p> |
| <p>第二種総目録 第二種類別目録 文書廃棄伺</p> | <p>統計材料及印刷原稿</p> | <p>收受及発送原簿 文書件数表</p> | <p>以上各類ニ属セサル文書ニシテ規則第四条ニ当ルモノ</p> | 第二種 (十年保存) | 第二種 (十年保存) | <p>郡会ニ関スル書類 (永久保存ノ必要ナキモノ) 郡会議員選挙ニ関スル書類 (同上) 郡制ニ関スル各郡長往復書類 (同上) 郡参事会補充員選挙結果 郡名管職参事会員選任</p> |
| | | | | 第三種 (一年保存) | 第三種 (一年保存) | <p>郡会ニ関スル書類 (但、一時ノ必要ニ止マルモノ) 郡会議員選挙ニ関スル書類 (同上) 郡制ニ関スル各郡長往復書類 (同上)</p> |
| | | | | | | <p>町村疆域及名称変更 町村役場位置変更 町村条例</p> |
| | | | | | | <p>町村吏員就職 町村制ニ関シ各郡長へ往復文書 (永久保存ノ必要ナキモノ)</p> |
| | | | | | | <p>町村吏員退職 町村制ニ関シ各郡長往復文書 町村役場移転</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>町村制</p> <p>町村組合ニ関スル重要書類 町村行政監督ニ関スル重要書類 町村役場焼失 町村制ニ関スル内務省通牒各郡長へ通牒 町村制ニ関スル県令訓令告示 町村行政訴訟ニ関スル重要書類 町村制ニ関スル疑義問合せ指令(但、永久保存ノ必要アルモノ)</p> | <p>町村行政監督ニ関スル文書(同上)</p> | <p>普通水利組合ニ関スル郡長往復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ) 水害予防組合ニ関スル 同上(同) 存続会ニ関スル 同上(同)</p> |
| <p>公共組合</p> <p>普通水利組合規約認可 水害予防組合 存続会 公共組合ニ関スル内務省通牒訓令各郡長へ通牒並ニ重要書類 公共組合ニ関スル疑義問合せ指令(但、永久保存ノ必要アルモノ)</p> | <p>普通水利組合ニ関スル郡長ノ往復文書(但、永久保存ノ必要ナキモノ) 水害予防組合ニ関スル 同上(同) 存続会ニ関スル 同上(同)</p> | <p>普通水利組合ニ関スル郡長往復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ) 水害予防組合ニ関スル 同上(同) 存続会ニ関スル 同上(同)</p> |
| <p>帝国議會</p> <p>衆議院議員選挙ニ関スル重要書類 衆議院議員選挙投票所管理者指定認可 貴族院議員互選ニ関スル重要書類</p> | <p>衆議院選挙ニ関シ各郡長往復文書(永久保存ノ必要ナモノ) 衆議院議員選挙人名簿謄本</p> | <p>衆議院議員選挙ニ関スル各郡長往復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| <p>県 税</p> <p>通常予算並臨時予算 同 精算 賦課徴収 給与、寄附</p> | <p>県税予算流用増額指令並予算材料 同 上 郡長往復文書 同 上 賦課徴収給与ニ関スル往復文書</p> | <p>県税予算流用増額ノ件各課長へ通牒往復文書 同 予算賦課徴収給与ニ関スル各郡長往復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| <p>罹災救助</p> <p>罹災救助基金取扱手続 同 上 予算、決算 給与ニ関スル重要書類 罹災救助基金法ニ関スル内務大蔵両省訓令通牒 同 上 各郡長へ通牒</p> | <p>食料小屋掛料現品給与其他給与ニ関スル往復文書 罹災状況具申書(但、永久保存ノ必要ナキ七十年間必要ノモノ)</p> | <p>食料小屋掛料現品給与ニ関スル各郡長往復文書 災害報告</p> |
| <p>郡 費</p> <p>郡費予算、決算、給与</p> | <p>予算、決算、給与、賦課徴収ニ関スル往復文書</p> | <p>予算決算給与賦課徴収ニ関スル往復文書</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| | | (但、一時ノ必要ニ止マルモノ) |
| 町村税 | <p>同上 二関スル内務省通牒各郡長へ通牒</p> <p>予算、決算、給与、賦課徴収</p> <p>同上 二関スル内務省通牒各郡長へ通牒</p> | <p>予算、決算、給与、賦課徴収ニ関スル往復文書</p> <p>(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| 公共組合費 | <p>予算、決算、給与、賦課徴収</p> <p>同上 二関スル内務省通牒各郡長へ通牒</p> | <p>予算、決算、給与、賦課徴収ニ関スル往復文書</p> <p>(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| 財産 | <p>県有財産</p> <p>郡有財産</p> <p>町村有財産</p> | <p>県有財産、郡有財産、町村有財産ニ対シ往復文書</p> <p>(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| 救恤 | <p>救護及埋葬</p> <p>救恤</p> <p>棄児</p> <p>同上 二関シ各郡長往復文書</p> | <p>救恤者死亡報告</p> <p>棄児死亡報告</p> <p>同上 二関シ各郡長並第五課課長往復文書</p> |
| 慈恵救済資金 | <p>寄附金募集委員囑託</p> <p>同上 二関スル内務省通牒各郡長へ通牒</p> <p>○ 各種報告第二種ニ編入</p> | <p>寄附金募集委員解囑</p> <p>同上 二関シ各郡長往復文書</p> <p>同上 二関シ各郡長往復文書(但、一時ノ必要ニ止マルモノ)</p> |
| 報告 | <p>県会県参事会決議諸件報告</p> <p>県会議員選挙調報告</p> <p>郡会議員 同上</p> <p>町村有基本財産調</p> <p>県郡町村吏員調</p> <p>町村会議員選挙調</p> <p>衆議院議員選挙調</p> <p>滞納処分報告表</p> <p>濟貧恤救施行表</p> <p>棄児並養育費報告集</p> | |
| 統計 | <p>県税、郡費、町村税、公共組合費</p> <p>同上 統計ニ関スル内務省通牒各郡長へ通牒</p> | |

| 兵 部 (明治三十二年) | | 兵 部 (明治三十二年) | | 兵 部 (明治三十二年) | | |
|--|---|-----------------------------|--|--|--|--|
| 類別 | 種別 | 類別 | 種別 | 類別 | 種別 | |
| 第一種 (永久保存) | 第一種 (永久保存) | 第二種 (十年保存) | 第二種 (十年保存) | 第三種 (一年保存) | 第三種 (一年保存) | |
| 重要復命書 官吏恩給ニ関スル書類 官吏遺族扶助料書類 各類中ニ編入スルヲ得サル文書 | 官吏一時扶助料ニ関スル書類 官吏一時賜金ニ関スル書類 町村行政監督ニ関スル復命書類 県會計検査復命書 県税徴収状況申報書 右ノ外各類中ニ編入スルヲ得サル文書 (永久保存ノ必要ナキモノ) | 各類中ニ編入スルヲ得サル軽易文書 | 在郷軍人願届文例 六週間現役兵取扱手続 在郷軍人及国民兵ニ関スル諸規定及之レニ属スル重要ノ通牒往復 徴兵事務取扱ニ関スル規定 徴兵訴願ニ関スル裁決書類 徴兵徴否同指令 | 六週間現役兵検査ニ関スル通牒往復 在郷軍人取扱ニ関スル通牒往復 徴兵署事務員及徴兵参事員任命書類 徴兵徴募事務ニ関スル通牒往復 徴兵署開設日割及徴兵表 徴兵事務視察ニ関スル書類 現役兵在営中ノ成績徴兵失踪逃亡者所在発見報告及通牒往復 | 六週間現役兵身上異動 在郷軍人身上ノ異動 現役兵予備役編入ノ通牒 | 重要復命書 官吏恩給ニ関スル書類 官吏遺族扶助料書類 各類中ニ編入スルヲ得サル文書 |
| 徴 兵 徴兵事務取扱ニ関スル規定 徴兵訴願ニ関スル裁決書類 徴兵徴否同指令 | 徴 兵 徴兵署事務員及徴兵参事員任命書類 徴兵徴募事務ニ関スル通牒往復 徴兵署開設日割及徴兵表 徴兵事務視察ニ関スル書類 現役兵在営中ノ成績徴兵失踪逃亡者所在発見報告及通牒往復 | 徴 兵 現役兵予備役編入ノ通牒 | 召 募 志願兵及屯田兵募集ニ関スル規定 将校生徒及ヒ一年志願兵ニ関スル規定 | 召 募 志願兵及諸生徒身上ノ異動報告 | 召 集 充員召集及国民兵召集事務ニ関スル規定 充員召集及国民兵召集ニ関シ重要ナル通牒往復 | |
| 徴 発 徴発ニ関スル規定並重要ナル通牒往復 借上馬匹取扱ニ関スル規定 | 徴 発 徴発ニ関スル通牒往復 獣医雇入ニ関スル書類 | 徴 発 徴発ニ関スル一時限リニ止マル届書及報告書 | 充員召集及国民兵召集書類検査ノ成績 充員召集及国民兵召集ニ関スル通牒往復 勤務演習教育召集補充召集簡閲点呼ニ関スル令達及通牒往復 将校生徒及志願兵召集ニ関スル訓令告示及通牒往復書 | 充員召集及国民兵召集ニ関スル一時ノ報告並ニ通牒往復書類 | 充員召集及国民兵召集事務ニ関スル規定 充員召集及国民兵召集ニ関シ重要ナル通牒往復 | |

近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ

| 類別 | 種別 | 第一種 (永久保存) | 第二種 (十年保存) | 第三種 (二年保存) |
|--------|--------|---|--|---|
| 社 寺 | 社 寺 | <p>社寺戸籍部 (明治三十一年)</p> <p>令訓及重要ノ通牒往復 官幣社ノ風火災 官幣社臨時宮繕費支出 官幣社非常予備金支出 官幣社明細図書ノ異動 官幣社ノ祭事 県社以下ノ社格社名及祭事変更 神社寺院仏堂等ノ創立及ヒ移転廃合 祖霊社分社通拝所講社ノ興廃 招魂社建設移転廃合 神職取締規約 神職ノ資格 神社寺院仏堂ノ境内異動模様替 境内建碑 古社寺保存金下賜 宝物異動 文明十八年前ノ社寺建物調編入</p> | <p>官幣社建物修繕及処分 官幣社常用器具新調修繕及寄附物品 官幣社臨時祭 官幣社保存金及社入金 官幣社々務ノ分掌 明細帳ノ異動 建物ナキ通拝所ノ設定廃止 社寺仏堂廃合跡ノ建物処分 県社以下ノ神社寺院仏堂等ノ風火災 氏子檀信徒 什物祠堂金 県社以下神社及寺院仏堂ノ建物設置改廃 神職ノ定員及進退 神職住職ノ懲罰 出開帳 古社寺保存資金ノ増減</p> | <p>神職ノ旅行忌服疾病休養願届等 住職ノ進退 境内一時使用 一時限ノ往復</p> |
| 雑 款 | 雑 款 | <p>徴兵慰勞会規約書 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第三条ニ該当ノモノ</p> | <p>借上馬匹ニ関スル通牒往復 衛生部傭員雇入ニ関スル通牒往復 扶助料ヲ受クヘキ者ノ通牒往復 恩給証書及賜金辞令伝達ニ関スル書類 賜金願ニ関スル書類 勲章及従軍記章伝達書 演習行軍ニ関スル通牒往復 徴兵慰勞会ニ関スル通牒往復 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第四条ニ該当ノモノ</p> | <p>恩給及扶助料ニ関スル届書及報告書 勲章従軍章拝受者異動 他ノ類ニ属セサル文書ニシテ一時限リノ通牒往復</p> |
| 恩 賞 | 恩 賞 | <p>衛生部傭人及雇員ニ関スル規定 扶助料請求書軍人軍属恩給扶助料請求ニ関スル重要ノ書類 勲章従軍記章拝受者犯罪処分ニ関スル具申書類</p> | <p>借上馬匹ニ関スル通牒往復 衛生部傭員雇入ニ関スル通牒往復 扶助料ヲ受クヘキ者ノ通牒往復 恩給証書及賜金辞令伝達ニ関スル書類 賜金願ニ関スル書類 勲章及従軍記章伝達書</p> | <p>恩給及扶助料ニ関スル届書及報告書 勲章従軍章拝受者異動</p> |

| 契約 | 工費 | 宮繕 | 河川 | 補助工事 | 直轄工事 | 類別 | | 雑款 | 戸籍 | 教務 | 名勝旧蹟 | | | | | | |
|----|----------------|----------------------------|----------------|---------------------------|------------------------------|----|----|--------------------------|-------------------|--|---|-------------------------|--|--------------------------|-------------------|--|---------|
| | | | | | | 種別 | 種別 | | | | | | | | | | |
| | 以上ノ類別ニ属セサル契約書類 | 工業船購入ニ関スル件 | 出来形精算簿、起工並ニ契約書 | 道路、橋梁、堤防、畑圃、樋管、水路浚渫等ノ補助指令 | 出来形精算簿、起工並ニ契約書 | 第一 | 第一 | 他類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第三条ニ当ルモノ | 国籍関係 人口統計 | 令訓及重要ノ通牒往復 | 令訓及重要ノ通牒往復 管長ノ異動 祠宇ノ設立廃止 宗派ノ台分廃立 | 令訓及重要ノ通牒往復 経歴取調及保存管理 | | | | | |
| | | | | | | 第二 | 第二 | | | | | | | 他類ニ属セサル文書ニシテ保存規則第四条ニ当ルモノ | 族称変更及改氏名 移住及渡航 | 神仏教会講社講義所ノ設立廃合 神仏以外ノ堂宇会堂説教所講義所設立廃合 宣教届 | 境内使用及伐木 |
| | | | | | | 第三 | 第三 | | | | | | | | | | |
| | 不用品売却及棄却 | 工費内渡、測量費支出、雑費支出、雑品購入、同上精算簿 | 工事台帳 予算設計書 | 同上廃止 | 雑費支出、予算設計書、工事台帳 | 第二 | 第二 | | 族称変更及改氏名 移住及渡航 | 神仏教会講社講義所ノ設立廃合 神仏以外ノ堂宇会堂説教所講義所設立廃合 宣教届 | 境内使用及伐木 | | | | | | |
| | 契約納付期日延期ニ関スル件 | 庁舎修繕費請求書 | 小破修繕施行報告 | 補助申請却下 | 工事功程表、修補要領旬報、築品検査報告 工事長日誌 | 第三 | 第三 | | 一時限リノ往復 | 一時限リノ往復 | 一時限リノ往復 | | | | | | |

土木部 (明治四十一年)

| 官有地成 | 地籍 | 類別 種別 | 地理部 (明治四十一年) | 雑款 | 身上 | 統計 | 特許事業 | 嘱托工事 | 監督工事 | 水量 |
|--------------------------------|---|------------|--------------|---|---------------------------|--|-----------------------------|--------------------|------------------|----------|
| 令達 土地、寄附地、買収地、官属地、交換地及之ニ関スル | 達 官有地訂正、社寺地訂正、地種目変換、公園地、及令 | 第一種 (永久保存) | | 以上各類ニ編入シ得サル重要書類 | 土木雇、道路及河川定工夫、水量看守人、使丁命免書類 | 土木費総計表、水害表、軌道条例ニ依ル諸会社営業報告、暴風雨被害表、橋梁表、道路延長幅員勾配表 | 軌道条例ニ依ル特許事業、賃銭橋、渡船許可、収支決算書類 | 嘱托工事ニシテ他日参考トナルベキモノ | 土木工事ノ新設改築変更廃止等許可 | 水位日表、水量標 |
| ○ | ○ | 第二種 (十年保存) | | 同上稍々軽易ナルモノ | | | 同上取消及却下 同上収支決算書類 | 技術官派遣許可 | 同上不許可 | |
| ○ | 務署等ノ往復通牒(一時供用ニ止マルモノ) 願書下戻願、却下処分、土地水面貸下占用返還届、開墾成功届、不許可ノモノ、水車廃止届、一時使用又ハ占用願、各郡役所稅務署等ノ往復通牒(一時供用ニ止マルモノ) | 第三種 (一年保存) | | 工区勤怠表、土木雇命免、高水標視驗人変更報告、堤塘雜草刈払報告、工区长事務引継書、測量人夫賃旅費其他請求、器具送付書類、測量器具器械公供及返納ニ関スル件、長官臨場願、其他郡役所工区他官衙通牒往復ニシテ一時ノ供用ニ止マルモノ | | | | 同上不許可 | 同上却下願書類 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|--------------------------------------|---|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 願 | 訴訟及訴 | 統計 | 水車 | 陸地測量 | 土地収用 | 収入金 | 盗誤伐 | 報告 | 離權 | 登記 | 官民有地 査定 | 占用 | 貸下及使 用 |
| 願 | 官民有地査定、水面使用、水車設置ニ関スル訴訟及訴 | 官有地及官用地現在調査、及令達 | 水車設置、分水路設置 | 測量標敷地買入、寄附、借入レ契約書、及令達 | 事業認定申請、土地立入測量、細目申請、収用審査会 裁決申請、及令達 | 官舎敷地料徴収金通知、土地、立竹木、土石、砂利払 下代通知、過誤納金通知、及令達 | 官有地盗伐木、誤伐木、及令達 | 官有地増減報告、道路、並木敷、堤塘等ノ枯損立竹木 払下報告、及令達 | 払下地、無代下付地、讓与地、土石、砂利採取、竹木 雜草払下、及令達 | 所有權保存登記、土地、及寄附地、買収地ノ登記、払 下、無代下附、讓与地、交換地、建物ノ登記、及令達 | 脱落地編入、所有權回復、境界調査、及令達 | 河川ノ堤塘、同水面、河原地、附寄洲、河敷ノ占用、 及令達 | 官有土地、水面貸下、同使用、水面埋立、予約開墾、 及令達 |
| | ○ | ○ | 拾年以下ノ期限ヲ付シ許可ノモノ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 同上拾年以下ノ年期許可ノモノ | 拾年以下ノ年期ヲ付シ許可ノモノ |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 雑 款 | 学 務 部（明治三十一年） | | 区 域 | 学 校 | 生 徒 |
|----------------------------------|---------------------|---|---|--|--------------------------------|
| | 類別 | 種別 | | | |
| 国有地編入認許申請 其他前記各類別ニ属セサルモノ、 及令達 | 第一種（永久保存） | 町村立尋常小学校々数位置指定稟申 町村立尋常小学校々数位置変更稟申 町村学校組合設置廃止稟申 町村、町村学校組合区ノ分画及各区使用学校指定並廃 止稟申 町村教育事務委托及委托ヲ止ムル稟申 | 町村教育事務委托及委托ヲ止ムル稟申 | 教科ノ設置廃止加除稟申 随意教科ノ設置廃止稟申 教科ノ課程斟酌稟申 県立学校々地校舎体操場ノ新設増減廃止稟申 町村立小学校々地校舎体操場設備稟申 県立学校設置廃止稟申 小学校幼稚園図書館設置廃止稟申 私立学校幼稚園設置廃止稟申 諸学校設置廃止稟申 教育諸会設置廃止変更願 実業学校国庫補助 | 生徒取締及教養 授業料額規定及変更稟申 |
| | 第二種（十年保存） | 御影奉蔵及複写稟請 勅語贈本交付 教科図書審査決定書 教則教科課程毎週教授時間稟申 修業年限稟申 師範学校長経伺 同校予算材料 中学校長経伺 同校予算材料 県立諸学校経伺 諸学校及教育諸会費補助 | 御影奉蔵及複写稟請 勅語贈本交付 教科図書審査決定書 教則教科課程毎週教授時間稟申 修業年限稟申 師範学校長経伺 同校予算材料 中学校長経伺 同校予算材料 県立諸学校経伺 諸学校及教育諸会費補助 | 官立学校生徒薦挙及募集入退学 師範学校卒業生服務上申 学校編制及変更稟申 学齡兒童調 | |
| | 第三種（二年保存） | 開校廃校命名改称申報 教育諸会状況報告 県立学校小使免役開申 県立学校長職員出張伺 | 開校廃校命名改称申報 教育諸会状況報告 県立学校小使免役開申 県立学校長職員出張伺 | 私立学校幼稚園図書館職員任免進退 教員職員配置稟申 教員年功加俸申報 | 教員職員履歴ニ係ル往復 族籍氏名異動届 服務報告 |

| 職員及 教員 | 統計 | 雜款 | 農務部 (明治四十一年) |
|--|--------|-----------------------------|--|
| 教員職員ノ退職料及扶助料給与願 教員職員ノ退職給与金給与願 | 学事統計 | 各題目第一種ニ属スル復命書 各題目ニ属セサル文書 | 第一種 (永久保存) 県令訓令告示例規及重要ノ通牒往復 供御新穀献納ニ関スル文書 産業組合設立許可 同 定款変更認可 同 規約改正認可 旅費支給ニ関スル文書 技術者養成ニ関スル文書 農事試験場分場其他新築増築ニ関スル文書 農業用揚水器ニ関スル文書 植樹栽培園設置 苗木改良ニ関スル文書 農事奨励施業ニ関スル文書 肥料免許 |
| 教員年功加俸予算 服務願 懲戒 賞与 報酬給与 郡視学給料旅費等及其支給法 恩給予算 檢定願 免許状没収 | 学事統計材料 | 各題目ニ属セサル文書 | 第二種 (十年保存) 各組合登記事項届 同 役員改選届 同 事業報告 予算、追加予算、予算流用 博覧会共進会出品勧誘ニ関スル文書 農事試験場用地其他借入契約ニ関スル件 同 收穫物処分ノ件、同試験設計 農事講習講話ニ関スル文書 種豚配付ニ関スル文書 害虫駆除予防ニ関スル文書 栽培試験ニ関スル文書 燻烟試験ニ関スル文書 農事改良事業ニ関スル文書 |
| 免許状所有者族籍氏名異動及死亡届 | | | 第三種 (二年保存) 漁業廃業免許状返納 出張報告 産業組合ニ関スル報告 夏作定期通信 農事ニ関スル報告 予算流用 長官臨場願 管外出張認可 生徒募集ニ関スル依頼 短期講習会開設届 技術官派遣願 電報電話照復 届書類 |

| 農 事 | | |
|---|--|---|
| <p>同 検査ニ関スル文書（重要書類） 農事ニ関スル調主務大臣へ報告原議 農事ニ関スル主務大臣ノ通牒（主要ノモノ） 水産ニ関スル主務大臣水産局長ノ通牒（主要ノモノ） 功勞者表彰 水産ニ関スル調主務大臣水産局へ報告原議 森林組合ニ関スル件 保安林斫伐認可 保安林斫伐認可 県造林貸借契約 監視人手当支給 国有林野予約払下処分 保安林取締ニ関スル文書 保安林聯合作業認可 保安林合筆願認可 植樹奨励ニ関スル件 公有社寺有林施業文書 保安林編入解除 森林開墾取扱方各郡長へ通牒 森林開墾禁止及制限並解除ニ関スル文書 保安林現在表 保安林異動報告 基本財産林調 私有林野面積分級表 県造林事業概要比較表 森林開墾統計調 林産物生産並森林教育ニ関スル調 森林開墾許可調 其他林業ニ関スル調主務大臣並ニ山林局長へ報告原議 林業ニ関シ主務大臣並ニ山林局長ノ通牒</p> | <p>苗代設置ニ関スル注意 地主ト小作人保護其他公益事業ニ関スル文書 原種子農會へ交付ノ件 同 各部へ配付ノ件 同 栽培方法ノ件 同 栽培方法ノ件 麦黒穂予防ニ関スル件 農作物收穫ノ注意ニ関シ各郡通牒往復 勸業事務視察囑托ノ件 技術官派遣 建議書請願書 協議會ニ関スル文書 郡長諮問會議事項 農會通常總會決議事項報告 農會農事報告 各郡農會予算決算並ニ會務ノ狀況報告 農作物狀況報告 産業組合事業報告 郡町村農會ニ関スル報告 栽培試験成績調報告 模範事業園芸事業調報告 移住証明 同 汽車汽船割引ニ関スル文書 同 移住取締ニ関スル文書 漁業免許案 漁業ニ関スル報告 地方森林會役員推薦ニ関スル文書 林業講習講話ニ関スル文書 林業ニ関シ郡役所稅務署照復文書 斫伐願却下、保安林調査用標杭購入</p> | <p>臚本下附 出張臨檢日割 各課照會 勤儉貯蓄団体其他廃止報告 主任官技師派遣方副申 各組合設立月日報告 講話會開催ニ関スル件 其他各種類ヲ通シテ一時ノ供用ニ止マルモノ</p> |

| | |
|---|---|
| | |
| <p>県令訓令告示諭等及例規其他重要ノ通牒往復 技手及吏員ノ異動主務大臣ヘ報告 蚕病予防費補助指令 桑園増殖奨励費指令 事務所敷地寄附ニ関スル件 建議書ノ類</p> | |
| <p>各組合事業報告 予算、追加予算、予算流用 協議会ニ関スル件 復命書 蚕種寄附ニ関スル件 蚕糸配付証明ニ関スル件</p> | <p>林業調査参考事項報告 森林担保ニ関スル件 保安林施業ニ関スル報告 森林苗圃移植区域踏査報告 森林組合状況調報告 林野所有別並ニ植栽表調報告 林野火入通牒 苗圃費送金 苗圃管理者賞与 漆捌漆溶ニ関スル文書 森林苗圃被害報告 森林開墾願却下 樹苗下付済報告 苗圃地解約ニ関スル文書 下付樹苗植栽済報告 苗圃管理委任ノ件 苗圃十年以内ノ借入契約 森林原野ニ関スル調 公有社寺有林施業ニ関スル文書（稍々輕易ノモノ） 土地及水域使用其他森林法ニ依ル願届ニ関スル文書 其他他官衙各郡長稅務署照復文書（重要ノモノ）</p> |
| <p>知事養蚕巡視ニ関スル書類 蚕病消毒日割報告 蚕病消毒実施報告 長官臨場願 臨検視察報告 蚕種自家用蚕種届</p> | |

| | 気象 | 諸会 | 蚕糸 |
|------------------------------|--|---|---|
| <p>検査場新築増築 産馬組合定款変更</p> | <p>測候所位置変更 観測所予報信号箇所建設 信号標式信号用語</p> | <p>産業ニ関スル博覧会共進会品評会重要文書 産業ニ関スル博覧会共進会品評会主務大臣へ報告原議</p> | <p>蚕病予防成蹟其他主務大臣へ報告 事務所新築増築ニ関スル件 其他重要ノ書類</p> |
| <p>予算流用 獣疫毎週調査表、獣疫告示</p> | <p>敷地賃貸借契約 予算流用 協議会ニ関スル件 器械異動其他ニ関シ文部大臣中央氣象台長へ上申 信号柱改設工事ニ関スル件 氣象報告 降雹区域取調報告 雨量取調報告 氣象観測成蹟報告</p> | <p>各種共進会品評会開催ニ関スル文書</p> | <p>桑園増殖奨励ニ関スル件 各事務所蚕病予防成蹟報告 製糸業ニ関スル件 生繭殺蛹乾燥場設置補助申請ニ関スル書類</p> |
| <p>獣医及蹄鉄工移転開業廃業届↑二種より</p> | | | <p>生繭売買届 殺蛹乾繭届 生糸製造其他異動届 物品購入届 消耗品受人報告 検査破損器具其他調 異動調査検査成蹟処務功程報告 旅費請求ニ関スル照復 吏員書記病氣届 臨検簿 吏員勤務報告 講習生募集 他府県照復書類 蚕業講習講話ニ関スル件 蚕糸製造其他調</p> |

| | |
|--|--|
| <p>牧 畜</p> | <p>検査員任命 獣医蹄鉄工台帳調製ニ関スル件 其他畜産ノ改良奨励及衛生ニ関シ主務大臣馬政長官ノ 通牒(重要ノモノ) 同上ニ関スル調主務大臣馬政局長へ報告原議</p> |
| <p> 同 免許状下附願 同 蹄鉄工台帳調製ニ関スル件 同 蹄鉄工出張工場届 同 家畜被害調査ニ関スル文書 同 種牡馬検査場設備ニ関スル文書 同 馬匹去勢奨励ニ関シ各郡長へ照会 同 去勢奨励金請求ニ関シ同上 同 去勢藥品代送金ニ関スル文書 同 家禽飼育奨励ニ関スル件 同 馬匹共進会ニ関スル文書 同 去勢成蹟ニ関スル文書 同 去勢施行願 同 去勢施行報告 同 去勢調報告 同 種牡馬種牡牛検査報告 同 種牡馬交尾及産駒報告</p> | <p> 同 蹄鉄工台帳調製ニ関スル件 同 蹄鉄工出張工場届 同 家畜被害調査ニ関スル文書 同 種牡馬検査場設備ニ関スル文書 同 馬匹去勢奨励ニ関シ各郡長へ照会 同 去勢奨励金請求ニ関シ同上 同 去勢藥品代送金ニ関スル文書 同 家禽飼育奨励ニ関スル件 同 馬匹共進会ニ関スル文書 同 去勢成蹟ニ関スル文書 同 去勢施行願 同 去勢施行報告 同 去勢調報告 同 種牡馬種牡牛検査報告 同 種牡馬交尾及産駒報告</p> |

| 類別 種別 | 商工務部（明治四十一年） | 雑 款 | 統 計 | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------|-----------------|---|---|--|--|--|
| <p>第一種（永久保存）</p> <p>県令訓令告示例規及重要ノ通牒往復 組合設立定款規約ニ関スル文書 鉱業試掘採掘願 其他一般商工業ニ関スル重要文書 度量衡製作修復販売免許 度量衡身元保証金並ニ其引換願ニ関スル文書 同 取締ニ関スル重要書類</p> | <p>第二種（十年保存）</p> <p>組合役員選挙ニ関スル文書 同 設立移転解散届 同 経費予算並ニ徴収法認可 同 事業報告 同 予算決算報告 商業会議所事務要領報告 市場取引報告 予算流用</p> | <p>第三種（二年保存）</p> <p>長官臨場願 各銀行臨時休業届 商業会議所議員当選及退任報告 各組合役員同上 各組合總會開会届 公債気配報告 度量衡臨検日割ニ関スル文書 其他以上各類ヲ通シテ一時ノ供用ニ止マル</p> | <p>以上各類中ニ編入シ得ザル文書</p> | <p>主務省へ報告材料</p> | <p>以上各類中ニ編入シ得ザル文書</p> <p>統計印刷及配付一件文書 諸調査報告及各郡照復ニ関スル文書</p> | <p>畜牛結核検査員成績報告 同 異動報告 畜牛現在報告 獣疫ニ関シ農商務大臣へ報告 家禽市場取扱調報告 獣医蹄鉄仮免状廃棄報告 免状下附手数料ニ 関スル件 家畜調査報告 軍馬徵発購買状況報告 獣医仮免状所有者取調報告 鶏疫病発生及予防状況報告 畜牛豚調報告 以上ノ外農商務省馬政局各警察署照復其他 報告ニ関スル文書ニシテ数年間必要ノモノ</p> | | | |

| 通 信 | 会 社 | 商 工 |
|---|--|--|
| <p>船鑑札下附ニ関スル文書 船舶異動報告 其他郵便電信電話ニ関スル重要文書</p> | <p>銀行設立会社定款ニ関スル文書</p> | |
| <p>停車場設置ニ関スル請願 郵便局寄附物件出願ニ関スル文書 郵便局長任免 郵便貯金取扱比較表 郵便為替貯金事業概況 其他郵便電信電話船舶ニ関スル通牒往復</p> | <p>銀行会社供託物ニ関スル文書 同 移転解散ニ関スル文書 同 営業報告 同 状況調 同 不備訂正往復 同 役員選挙ニ関スル文書 同 登記事項届 銀行予金其他調報告 其他理財局各郡通牒往復文書</p> | <p>不用物件処分 県費補助 博覧会共進会品評会ニ関スル重要文書 交通運輸ニ関スル文書 其他一般商工業ニ関スル通牒往復並調報告 度量衡検定成績調及請求書 同 製作修復販売廃業届 同 身元保証証明 同 有価証券ニ関スル件 同 検定用器具類領収証送附 製作修復販売額其他調報告 修復用記号及記名印届 同 取締ニ関スル件 其他度量衡ニ関スル商工局各郡通牒往復</p> |
| | | <p>モノ</p> |

| 雑 款 | 物 件 | 出 納 | 類 別 | | 地方費部(明治三十二年) | 雑 款 | |
|--------|---|--|----------------|---------|--|--|---|
| | | | 種 別 | 種 別 | | | |
| 重要ノ復命書 | 物品出納計算書 県金庫保証ニ関スル書類 保管有価証券ニ関スル重要書類 県有国債証券ニ関スル書類 県金庫保証ニ関スル書類 保管有価証券ニ関スル重要書類 県有国債証券ニ関スル書類 | 雑種金ニ関スル重要書類 県歳入歳出ニ関スル重要書類 県経済ニ属スル諸規程 県金庫現金受払決算書 県税其他決算材料 県金庫及現金保管人契約書 金証券受払簿 県税其他原簿、現金出納簿、県金庫抵当品受払簿、現 | 第一 | 種(永久保存) | 出納官吏物品会計官吏身元保証令達 出納官吏物品会計官吏ノ任免 仕丁給仕小使ノ命免 重要ノ復命書 | 出納官吏物品会計官吏身元保証令達 出納官吏異動報告 出納官吏物品会計官吏身元保証ニ係ル報告 同引継書類 | |
| | | | 第二 | 種(十年保存) | | | 出納官吏検査施行ニ係ル書類 出納官吏異動報告 出納官吏物品会計官吏身元保証ニ係ル報告 同引継書類 |
| | | | 第三 | 種(一年保存) | | | 同上 |
| ○ | 有価証券出納ニ関スル書類 | 県税其他収入支出補助簿 県税其他歳入歳出証憑書及計算書類 県税其他収入計算書 同上収入未済報告書 各解ニ属スル経費仕払計算書 同上仕払未済報告書 県金庫現金受払仕訳書 | 第一種、第二種ニ属セサルモノ | 同上 | 同上 | | |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |